

最高人民法院による人民法院が 登録商標権に対して財産の保全を 実施することについての解釈

2001年1月2日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による人民法院が登録商標権に対して財産の保全を実施することについての解釈

(2001年1月2日最高人民法院公布 2001年1月21日より施行)
法釈(2001)1号

登録商標権についての財産の保全措置を確実に実施し、二重の差押さえを回避するために、ここに人民法院が登録商標権に対して財産の保全措置を実施することに関連する問題について次のように説明します。

第1条 人民法院は、民事訴訟法に関連する規定に基づき財産の保全措置を採る際、登録商標権に対しての保全を実施する場合、国家工商行政管理局商標局（以下、商標局と略称する）へ執行協力通知書を発行しなければならず、譲渡の禁止、登録商標の取消、登録事項の変更と商標権の質権登録の取り扱いなどの事項を含む、商標局への保全協力を要求する登録商標の名称、登録者、登録番号、保全期間及び執行協力の保全内容を明記しなければならない。

第2条 登録商標の1度の保全期間は6ヶ月を超過してはならず、商標局が執行協力通知書を受領した日から計算する。当該登録商標権に引き続き保全措置を採る必要がある場合、人民法院は、保全期間の期日満了日前に商標局で改めて執行協力通知書を発行し、保全の継続を要求しなければならない。さもなければ、当該登録商標権の財産の保全は自動的に解除されたものとみなす。

第3条 人民法院は既に保全が行なわれた登録商標権に対して、再度保全を実施することはできない。